

都 監 第 73 号
平成 30 年 8 月 27 日

都城市長 池田 宜永 様

都城市監査委員 新井 克美
都城市監査委員 上之園 誠
都城市監査委員 黒木 優一

平成 29 年度決算に係る都城市健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 7 月 31 日付け都財第 275 号で審査に付された都城市健全化判断比率及び資金不足比率について、それぞれ審査したので、その結果について別添のとおり意見書を提出します。

平成 29 年度決算に係る都城市健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づいて審査に付された会計について、平成 29 年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 30 年 7 月 31 日から同年 8 月 24 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するため、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類、財務会計諸帳簿等とを照合し、必要に応じて関係職員の説明及び参考資料の提出を求めて、審査を行った。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠しており、その算定は適正であると認めた。

健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

健全化判断比率の状況

比 率 名	平成 29 年度 A (%)	平成 28 年度 B (%)	前年度比 A - B (ポイント)	早期健全化基準(%)
				財政再生基準(%)
① 実質赤字比率	－	－	－	11.41
	(△3.18)	(△3.10)	(△0.08)	20.00
② 連結実質赤字比率	－	－	－	16.41
	(△15.33)	(△15.05)	(△0.28)	30.00
③ 実質公債費比率	5.1	5.1	0.0	25.0
				35.0
④ 将来負担比率	－	－	－	350.0
	(△41.5)	(△33.6)	(△7.9)	

(注 1) ①及び②の比率については、算定した結果が赤字でないため「－」で表示した。なお、() 内の数値は、算定した結果に基づくものである。

(注 2) ④の比率については、算定した結果がマイナスとなるため「－」で表示した。なお、() 内の数値は、算定した結果に基づくものである。

(注 3) 早期健全化基準とは、財政の早期健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定めた数値をいう（健全化法第 2 条第 5 号）。

(注 4) 財政再生基準とは、財政の再生を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準の数値を超えるものとして定めた数値をいう（健全化法第 2 条第 6 号）。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

ア 実質赤字比率

普通会計（一般会計及び整備墓地特別会計）の実質収支は、前年度と同様に黒字である。したがって、実質赤字比率としては算定されない。

なお、参考までに、実質赤字比率を計算するとマイナス 3.18%となり、前年度と比較すると 0.08 ポイント低下し、実質赤字比率は向上している。

イ 早期健全化基準等

本市の早期健全化基準として算定した数値（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号。以下「健全化令」という。）第 7 条第 1 号ハ）は、11.41%である。

また、市町村（特別区を含む。）の財政再生基準の数値（健全化令第 8 条第 1 号ハ）は、20.00%である。

(2) 連結実質赤字比率について

ア 連結実質赤字比率

一般会計と特別会計（公営企業会計を含む。）を合わせた連結実質収支は、前年度と同様に黒字である。したがって、連結実質赤字比率としては算定されない。

なお、参考までに、連結実質赤字比率を計算するとマイナス 15.33%となり、前年度と比較すると 0.28 ポイント低下し、連結実質赤字比率は向上している。

イ 早期健全化基準等

本市の早期健全化基準として算定した数値（健全化令第 7 条第 2 号ハ）は、16.41%である。

また、市町村（特別区を含む。）の財政再生基準の数値（健全化令第 8 条第 2 号ハ）は、30.00%である。

(3) 実質公債費比率について

ア 実質公債費比率

一般会計、特別会計（公営企業会計を含む。）及び一部事務組合・広域連合（本市においては該当なし）を合わせて算出する実質公債費比率（平成 27 年度から 29 年度までの単年度比率の 3 か年の平均値）は、5.1%となっている。これは、前年度と同率である。

平成 20 年度から 29 年度までの実質公債費比率の推移は、別図のとおりである。

なお、類似団体（決算統計において、各地方公共団体間の比較を行うために、人口や産業構造により類型分類された地方公共団体）の実質公債費比率平均（平成 28 年度）は 5.4%であった。また、県内 9 市の実質公債費比率平均（平成 28 年度）は 7.8%であった。

イ 早期健全化基準等

地方公共団体における早期健全化基準の数値は、25.0%（健全化令第 7 条第 3 号）であり、財政再生基準の数値は、35.0%（同令第 8 条第 3 号）である。

本市における実質公債費比率 5.1%は、早期健全化基準の数値を下回っており、資金繰りは良好と評価することができる。

(4) 将来負担比率について

ア 将来負担比率

一般会計、特別会計（公営企業会計を含む。）、一部事務組合・広域連合（本市においては該当なし）及び地方公社・第3セクター等（都城市土地開発公社のみが該当）を合わせて算出する将来負担比率は、算式の分子について将来負担額から充当可能財源等を減じて算出するところ、本市においては、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、算定されない。

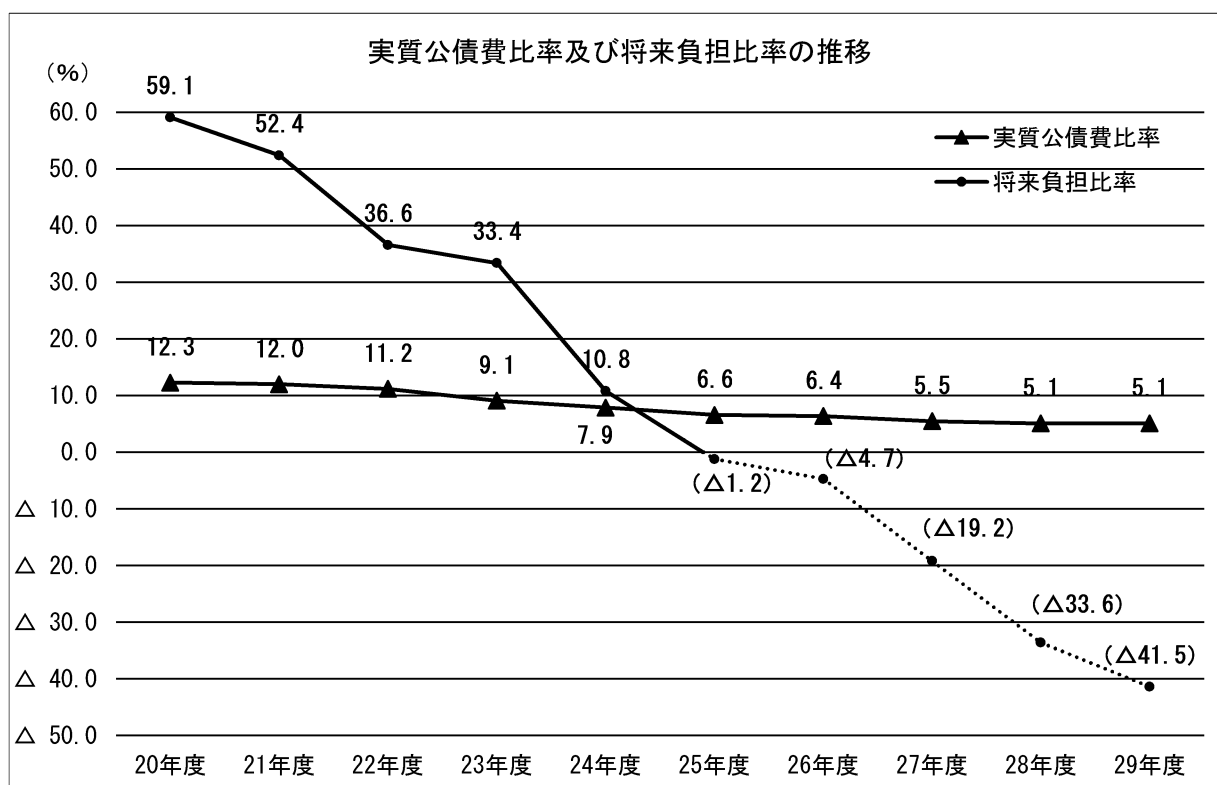
参考までに、将来負担比率を計算するとマイナス 41.5%となり、前年度と比較すると 7.9 ポイント低下し、将来負担比率は向上している。

平成 20 年度から 29 年度までの将来負担比率の推移は、別図のとおりである。

なお、類似団体の将来負担比率平均（平成 28 年度）は 36.7%であった。また、県内 9 市の将来負担比率平均（平成 28 年度）は 41.3%であった。

イ 早期健全化基準

市町村（特別区を含む。指定都市（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項を除く。）における早期健全化基準の数値は、350.0%（健全化令第 7 条第 4 号ロ）であり、将来的に財政を圧迫する可能性が低いといえることができる。



3 是正改善を要する事項

平成 29 年度の健全化判断比率は、以上のとおりであり、特に指摘すべき事項はない。

平成 29 年度決算に係る都城市資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定に基づいて審査に付された公営企業会計（別表会計参照）の平成 29 年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 30 年 7 月 31 日から同年 8 月 24 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された資金不足比率が、関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書類、同附属書類、財務会計諸帳簿等とを照合し、必要に応じて関係職員の説明及び参考資料の提出を求めて、審査を行った。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠しており、適正であると認めた。

会計別の資金不足比率の状況は、別表のとおりである。

2 個別意見

地方公営企業法の適用を受ける会計は 3 会計（別表①から③までの会計）であり、同法適用企業以外の会計は 6 会計（別表④から⑨までの会計）である。

これらの会計は、いずれも前年度と同様に、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

なお、経営健全化基準の数值は 20.0%である（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）第 19 条）。

3 是正改善を要する事項

平成 29 年度の資金不足比率は、いずれの公営企業についても資金不足は生じておらず、特に指摘すべき事項はない。

別表

会計別資金不足比率の状況

会 計 名	資金不足比率		経営健全化 基 準	備 考 (単位：千円)		
	平成 29 年度	平成 28 年度				
① 水 道 事 業 会 計	—	—	20.0%	29 年度	資金剰余額	4,000,468
				28 年度	資金剰余額	3,765,538
② 公 共 下 水 道 事 業 会 計	—	—		29 年度	資金剰余額	89,840
				28 年度	資金剰余額	17,281
③ 農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	—	—		29 年度	資金剰余額	25,400
				28 年度	資金剰余額	22,693
④ 食 肉 セ ン タ ー 特 別 会 計	—	—		29 年度	資金剰余額	0
				28 年度	資金剰余額	0
⑤ 公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	—	—		29 年度	資金剰余額	0
			28 年度	資金剰余額	0	
⑥ 工 業 用 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—	—	29 年度	資金剰余額	58,709	
			28 年度	資金剰余額	55,656	
⑦ 御 池 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	—	—	29 年度	資金剰余額	0	
			28 年度	資金剰余額	0	
⑧ 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	—	—	29 年度	資金剰余額	0	
			28 年度	資金剰余額	0	
⑨ 電 気 事 業 特 別 会 計	—	—	29 年度	資金剰余額	9,447	
			28 年度	資金剰余額	1,665	

(注) 資金不足比率については、いずれも資金不足額がないため「—」で表示した。